産前産後期間の国民健康保険税の免除制度について

子育て世帯の負担軽減及び次世代育成支援等の観点から、国民健康保険に加入する出産(予定)被保険者*1の国民健康保険税の所得割および均等割を免除する制度が令和6年1月より始まります。免除制度を受けられる方は申請書をご提出*2、3ください。

対 象 者

国民健康保険被保険者で出産(予定)日が令和5年11月1日以降の方

免除期間※4

単胎妊娠出産(予定)月の前月から翌々月までの4カ月 多胎妊娠出産(予定)月の3月前から翌々月までの6カ月

【例】出産(予定)日が8月1日の場合

年		令和6年											
月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
免除申請受付期間		免除申請受付期間(出産予定日の6カ月前以降)											
免除期間	単胎妊娠							0	0	\bigcirc	0		
	多胎妊娠					0	\circ	0	0	\bigcirc	0		

- ※1 「出産」とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。 死産・流産・早産・人工妊娠中絶の場合も対象となります。
- ※2 申請は出産予定日の6か月前からできます。
- ※3 申請書は課税課窓口に備えつけています。(三次市ホームページからもダウンロードできます。)
- ※4 令和6年1月以前が出産(予定)日の場合,免除期間のうち令和6年1月以降の月分のみが免除対象です。